

【事業の目的と概要】

- 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。
- 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助する。
1人(1戸)当たり月額 82,000円を上限額とし、3/4を公費で補助する。
残りの1/4 を法人が負担する。
- 法人による借り上げ物件が対象であり、法人所有の物件は対象外。
- 補助対象経費は、賃借料、共益費及び管理費。

【対象条件】

■ 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設であること。

■ 施設長を除く、常勤の保育士、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭であること。

※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。
子育て支援員やその他市長が認める者は対象外。

■ 住宅手当等を受けていないこと。

■ 他の市町村で実施している当事業の対象者と同居していないこと。

■ 法人に採用された日から5年以内(予定)であること。

(経過措置)

これまでに事業対象だった方で、引き続き令和7年度も事業対象となる場合の補助要件は、次のとおり。

令和2年度以前からの継続対象者:10年以内

令和4年度からの継続対象者:8年以内

令和6年度からの継続対象者:6年以内

令和3年度からの継続対象者:9年以内

令和5年度からの継続対象者:7年以内

【実施期間と手続き】

■ 令和7年4月1日～令和8年3月31日(予定)

■ 申請に必要な書類

- ・交付申請書
- ・補助対象者内訳書
- ・不動産賃貸借契約書の写し
- ・雇用契約書の写し
- ・住民票の写し
- ・資格証明書の写し
- ・法人が家賃を振り込んだことを証する書類の写し
- ・給与明細書の写し、又はこれに代わる書類の写し

■ 申請・支払は、四半期ごとの実績払。

■ 年度の最後に、実績報告書の提出。(別途通知予定)

令和7年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 3-4

年間スケジュール

実施期間: 4月1日～3月31日(予定)



※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃まで。

※各期の前月に、申請期日・様式等を通知する予定。

【川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

当該ホームページに宿舎借り上げ支援事業の制度の詳細や、申請様式、申請マニュアル等の御案内がありますので、適宜、御参照ください。